

生食発0808第8号
平成29年8月8日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

対韓国輸出畜産加工品の取扱いについて

今般、韓国政府から、韓国に輸出される畜産加工品について、関連施設の事前登録及び衛生証明書の添付について要請がありました。このため、別紙のとおり、「対韓国輸出畜産加工品取扱要綱」を定めましたので、本要領に基づき対応いただくとともに、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

なお、衛生証明書の添付については、現在、韓国政府との間で衛生証明書の様式について協議を行っており、協議が終了次第、本要綱を改正し、衛生証明書の発行の手続等を定める予定であることを申し添えます。

問合せ先
医薬・生活衛生局
食品監視安全課
TEL : 03-3595-2337